

山口きらら博記念公園「遊びながら学ぶことができる屋内型の体験学習施設」の導入に係るデジタルコンテンツ試作業務委託 プロポーザル仕様書

1 業務名称

令和6年度 山口きらら博記念公園 「遊びながら学ぶことができる屋内型の体験学習施設」の導入に係るデジタルコンテンツ試作業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

3 委託上限額

9,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 履行場所

山口きらら博記念公園内（山口県山口市阿知須地内）

5 本業務の内容

(1) デジタルコンテンツ立案・試作

- ・子どもが遊びながら学べる（創造力や思考力などの能力を伸ばすとともに、ふるさと山口への愛着心を育む（※））コンテンツの立案・試作
※山口県の歴史や自然、産業等について、本公園ならでの、ここでしか学べないことなどが学べる内容とすること
- ・4種類以上
- ・屋内で体験できるもの
 - ・各コンテンツごとに対象年齢（2歳～中学3年生）を設定すること
※幼児は親子で体験する内容でも可。また、1コンテンツで全ての年齢層が楽しめるものでなくともよい。
- ・各コンテンツごとに、「探求力」、「創造力」、「思考力」等、体験することにより伸びることが期待できる効果を設定すること

(2) 実証実験

- ・公園内の施設で2歳以上の子どもを対象とした実証実験を実施し、100名程度のサンプルから結果を分析
- ・10月から11月の週末を含んだ3日間程度での実施を想定

(3) 打合せ協議

- ・初回・中間・完了の3回

(4) 報告書作成

- ・立案・試作コンテンツに関する資料
- ・実証実験の状況・反応等
- ・公園内への施設導入に向けて、実験結果の分析に基づく県への提案
- ・施設導入する場合の施設の規模、場所、運営管理方法等に関する提案

6 委託条件

(1) 実施体制等

受託者は、業務責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県に申し出ること。

(2) 実施計画書

受託者は、契約後速やかに、実施方法を取りまとめたプロジェクト実施計画書（任意様式）を作成し、県の了解を得ること。

(3) 委託料の支払等

委託料の対象となる経費は、直接業務履行のために必要となる人件費、謝金、旅費、消耗品費、賃借料、印刷製本費、光熱水費などであり、その他一切の経費は、委託料に含まれるものとする。

パソコンのように汎用性が高い物品および耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上となる物品の購入費用、業務委託期間外の賃借料に関しては、委託料の対象外とする。

(4) 経理処理

受託者は本業務に係る経理処理について、収入額及び支出額を記載し、経費の用途を明らかにすること。

7 業務の成果物

(1) 業務完了報告書

成果物の様式、記載内容について、事前に県と協議し承認を受けた上で提出すること。

(2) 成果物は電子データ（Word、Excel、PowerPoint 等）で提出すること。

(3) 委託料の支払いは、受託者が業務完了報告書を提出し、県が請求された委託経費内訳の額を項番6(4)に記した証拠書類に基づき確認した後となる予定。